定　良一　佐藤　勝郎　佐藤　謙一
佐藤　正司　佐藤　正人　佐藤　宗意
澤井　泰彦　志田　浩二　品川　雅昭
柴田　旬弘　澁井　信夫　嶋崎　良正
蔦田　忠則　下条　朋徳　嶋崎　良巳
庄司　清也　白石　道夫　白岩　勇
末武　幹夫　末次　素臣　末永　七男
末松　文彦　菅沼　清　杉山　康聖
菅沢　吉登　鈴木　一夫　鈴木　久男
鈴木　泰　鈴木　基夫　鈴木　六郎
清家　福良　清野　昭悟　清野　友一
世木　俊一　関　駿彦　仙頭　房
染郷　正孝　高田　圭介　高橋義一郎
高橋　茂美　高橋　清逸　高橋　忠夫
高橋　正　高橋　豊昭　高橋　守
高畠　正弘　高村　満　高山　茂治
高良　健二　武井英三郎　武井　榮雄
竹上　貴唯　竹谷　輝雄　竹村　美好
田鍮　庄一　立川　武男　田中　和男
田中　良作　田畑　淳仁　玉井　廣道
玉木　京一　檀上　一彦　千葉　喜一
辻　和雄　辻　満壽男　土持　彰敏
坪井　弘愛　津村　孝博　鶴岡　邦彦
寺井　民男　田頭正三郎　殿内　宣昭
豊永　龍一　鳥海　隆　鳥谷部雄之助
土肥口　隆　内藤　正信　内藤　嘉暉
中井　禎一　中尾　隆徳　中川　隆央
中川　浩　中島　良　中島　哲男
中島谷正弘　中田　圭一　中村　健
中村　勉　中村　正憲　中山　啓男
中山　宏　長江　宏　長澤　宏
長宗　定男　新名　正治　西　文夫
西岡　市藏　西野　秀雄　西原　勉
西村　昭治　西村　博　西村　光夫
西本美喜雄　西山　壽　野崎　徹志
野田　吉夫　羽賀　亨　萩原將三郎
長谷川泰三　秦　正義　畑島喜久生
畑中　秀作　濱野　榮重　林　賢治
半田　俊雄　馬場　榮一　樋口吉五郎
樋熊　理助　日高　篤盛　兵頭　清見
平賀　清彦　平田　保夫　平林　雄幸
廣川　滿男　廣田　將吾　深井　一郎
福島　敏雄　福島　穣　福田　明
福田　貢　藤井　輝行　藤倉　琢尉
藤澤　博　舟竹　孝　古川　幹雄
鰤岡　數英　星　喜治　細田　久夫
豊　義信　堀　細田　正孝　堀井　義夫
堀内　義夫　堀江　金吾　堀口　紀造
本江　清信　本田　平八　前田　輝義
前原　俊男　前平　正次　眞木　英二
牧元　道成　升岡　博　松井　隆
松岡　信治　松沢　明　松沢　宗一
松下みさを　松原　健治　松本　健
丸岡　哲　万代　照雄　三浦　幸郎
三浦　七郎　三浦　安親　水口　時夫
水谷　昌夫　緑川　滿　嶺脇　勉
宮川惠佐巨　宮坂　啓二　宮田　邦郎
宮森　順治　三好　秀由　三好富士夫
椋田　芳之　村井　隆　村上　福吉
村山　繁　持田　勉　望月　一男
森川　昭　森田　康夫　八重樫昭家
矢崎　健三　矢田　時男　矢野　秀雄
山川　浩啓　山際　和美　山上　秀美
山際　貞夫　山際　**籾**　山口　吉金
山下　勝道　山下幸一郎　山田　榮康
山田　健吉　山田　耕作　山田幸次郎
山田二三夫　山野井秀雄　山本富士雄
湯淺都史男　横山　敏雄　横山　貢
吉川　猛　吉田　高明　吉村　公
若山　優　渡辺　幸次　渡**邉**　定明
渡辺　貞丸　渡邊　幸雄　和田　義男
分目　茂

瑞宝双光章を授ける（各通）

芦野　昭男　新井喜久造　井上　照夫
岡本　和夫　菊地源三郎　後藤　幸
坂元　重光　佐藤　勲　佐藤　茂
高橋　郁江　高山　幸雄　竹川　貞義
奈良　照美　花岡　浩子　馬場　良
平泉　萬　堀畑　一　松崎　正
村上　達郎　山下　國夫　横山　英夫
吉田　芳布

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月一日）

○勲章

双光章　千歳　三男

勲章褫奪令第一条第一項により平成二十九年十月二十六日勲章を褫奪された

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ギリシャ国の国祭日につき、三月二十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、バングラデシュ国の独立記念日につき、三月二十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

最低工賃の改正決定に関する公示

神奈川労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、神奈川県電気機械器具製造業最低工賃（平成18年神奈川労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成30年３月27日　　神奈川労働局長　姉崎　猛

神奈川県電気機械器具製造業最低工賃

１　適用する家内労働者　神奈川県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額
シールド線	チューブ挿入（端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニール固定用チューブを通した後、固定用チューブを通して加熱して密着させることをいう。）	15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	１本につき　１円15銭
リード線	端末加工（表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているリード線の一端について、内部の導線部分をよじり、はんだ付けすることをいう。）	10センチメートル以上の長さのリード線について行うもの	１か所につき　50銭
コネクター	差し（コネクターの指定の位置にリード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。）	リード線について行うもの	１か所につき　58銭
		１しんのシールド線について行うもの	１か所につき　63銭
		２しんのシールド線について行うもの	１か所につき　66銭
	束線（コネクターに差し込み済みのリード線又はシールド線を整え、定められた位置でバンド又はテープを用いて結束することをいう。）		１か所につき　１円74銭